



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ推進ニュース －介護ウェーブの“Big Wave”をおこそう！－

11月11日「介護の日」に、全国一斉行動を具体化しよう！

10・12介護ウェーブ集会～岡山

10月12日に、岡山県社保協の呼びかけで「介護ウェーブ集会」が、県総合福祉会館で開催されました。ヘルパー全国連絡会の三輪道子さんの講演「今、介護を国民の手に取り戻すために」では、今、現場のヘルパーが、介護の思いや、やりがいを持ちながらも、利用者の介護の実態に合わない厚生労働省の不合理な指導、介護保険制度改悪によって、利用者さんの要望に応えられない現場の苦悩を具体的に指摘しました。また、直行直帰、登録制など、一人ひとりがバラバラにされ、孤独感や疎外感で次々と辞めていっている実態を具体的に示しました。

集会には、現場のヘルパーやケアマネジャーをはじめ、利用者の方、民医連外の施設の方々など約220名が参加し、熱意あふれる集会となりました。居宅介護支援事業所の猶原さんは、要介護1から要支援に変わるだけで、ケアプラン料が一気に三分の一に減り、とても人件費にもならない介護報酬の矛盾、高齢者への支援事業を民間にすべて丸投げする民間委託の問題点を示しました。また、介護職の松下さんは、生活を支える在宅での介護を行う中で、生き甲斐も喜びも感じたこと。しかし、現場では賃金の低さから次々と生活が出来ないと離職せざるを得ない実態があることを訴えました。障害者で昼間は仕事をしながら、夜間はヘルプを受けながら、自立している宮内さんは、以前は、措置制度で所得に応じた負担でよかつたものが、一割の定律負担となって、経済的に大変になったこと。また、夜間のヘルプ事業を受けてくれる事業者を自力で捜すことはとても困難となっていることなど、障害者自立支援法による、障害者福祉の後退への告発が具体的にされました。



現場からの生きた発言が続き、参加者は「元気になれた」「これからも介護の現場でがんばる」と口々に語り合い、来年春に実施予定の介護制度改善に向けて、課題を確認しあう集会となりました。

この集会後、参加者は岡山駅前まで、デモを行い、駅頭で「心のこもった介護の実現」「介護報酬の改善」を訴える、署名・宣伝行動を行いました。

（2008年10月22日 岡山県民医連 滝野教明事務局長より）



事務局短信 介護ウェーブ「のぼり旗」が間もなく完成！

介護ウェーブ「のぼり旗」が間もなく完成します。1セット（2枚1組）1,200円で販売します。11月11日「介護の日」には、「のぼり旗」を使って、全国に介護ウェーブの大波を起こしていきましょう！併せて、一人でも多くの市民に「介護改善ビラ」手渡し、介護問題を知らせ、介護改善要求を訴えていきましょう。



第38期「2008年度介護・福祉責任者会議」日程を変更します

2008年11月28日（金）～29日（土）の開催でお知らせしていました、「介護・責任者会議」ですが、諸事情により日程を変更します。日程変更後の開催要項は、近日中にお送りします。

急な日程変更で大変ご迷惑をお掛けしますが、全国からの参加のご検討をお願いします。



■ 第38期 「2008度介護・福祉責任者会議」

日程：2009年2月13日（金）13:00～14日（土）12:30

開場：TIME 24ビル（東京）



新署名の集約について

「新署名」の集約は、「旧署名」と分けて集計してください。全日本民医連に報告の際は、「新署名」の集約か、「旧署名」の集約かをわかるようにしてお送りください。よろしくお願ひ致します。

★事例ファイル episode no.38

「認知症を抱える家族の介護負担軽減策を」

○性別：女性 ○年齢：77歳 ○家族構成：親子 ○要介護度：要介護5

○現在利用している介護サービス：訪問看護、福祉用具、ショートステイ、訪問入浴

【介護サービスの具体的な利用状況について】

認知症から寝たきりとなり、胃ろう造設。バルーンカテーテル留置。ショートステイを月に10～14日間利用し、訪問入浴と訪問看護を週1回ずつ利用している。

【本人の身体状況、具体的な困難や生活上の支障について】

本人は、意思を表現することができず、時々、発熱やバルーンカテーテルのトラブルがある。子ども夫婦と同居しているが、家庭内の事情により、母（本人）の介護まで手が回らず、80過ぎの夫が介護をしている。しかし、夫も時々血圧が高くなったり、体調不良を訴えることが多く、今後の介護に不安を持っている。できるだけ在宅で介護をしたいという気持ちを持ちながら、自分が介護をできなくなってしまったことも考え、最近、特別養護老人ホームへの申込みも考えはじめているが、待機者が多いと言われ、頭を抱えている。

【制度に対する問題意識や、改善が必要と考えられる点】

介護保険制度があるにしても、限度額があつて（自費との関係で）必要なサービスが受けられなかつたり、経済的理由でサービスを制限せざるを得なかつたり、在宅で見られなくなつても、施設に空きがない、施設での負担額が高額で支払えない等の理由から、必要な介護サービスが利用できない。制度自体が人々を苦しめている。

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp